

西之表市監査委員公表第 31 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、別紙のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 2 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和  
西之表市監査委員 鮫島 市憲

## 西之表市水道事業会計定期監査報告書

- 1 監査の対象 水道事業会計  
工事実地監査
  - ・城上之原線道路改良工事に伴う配水管布設替工事（明線）
  - ・市道桃園竹鶴線配水管布設替工事（明線）
- 2 監査の事項 令和4年度9月末日現在の経営に係る事業の管理
- 3 監査の時期 書類審査：令和4年11月18日（金）  
工事監査：令和4年11月24日（木）

### 4 監査の手続

経営に係る事業の管理について、関係法令・条例及び規則に準拠して事務執行されているか等について、予め関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するほか、通常実施すべき監査を実施した。

### 5 監査の結果

水道事業の経営に係る事業管理については、関係法令、条例及び規則に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

また、現年度水道使用料の調定額は206,811,931円で、対前年度比3,188,487円（1.52%）の減額となり、現年度水道使用料の調定に対する収入額は、198,724,994円で、収納率は96.09%となっている。過年度水道使用料における収入額は、調定額6,593,687円に対し、4,239,597円で、収納率は64.3%となっている。

水道使用料滞納整理状況については、収納率は95.11%で、前年度同期と比較して、0.42ポイント減少しており、今後もさらに、収納率向上に向け取り組みをお願いしたい。

次に、上半期の当期純利益は、前年度より6,105,151円増の21,698,598円となっている。これは、収益面で、給水収益が大幅に減少しているが、費用面においても、人員削減による人件費や配水量の減少に伴い、動力費、薬品費などの減少、法定耐用年数を経過した施設が増え、減価償却費が減少したことによるものである。

なお、上半期の取り組みとして、前年度から繰り越していた配水管布設替工事2件が完了したほか、機械及び装置購入費については、原水槽水位計や送水ポンプ用電動弁を更新している。営業設備費では、軽トラック1台を購入している。

最後に、毎年述べている事ではあるが、水道事業は、市民の日常生活において維持・継続しなければならない重要なインフラである。各施設の維持管理・更新を始めとする多様な課題が山積する中、課内が一体となって協力し合い、知恵を出し合

って、更なる経営体質強化を図り、安全で安心かつ安定した水の供給のために寄与されることを期待するものである。